

市民ギャラリーご利用団体の方へのお願い

令和2年6月1日版
船橋市民ギャラリー館長

市民ギャラリーのご利用にあたっては、体調に変調がある場合の利用見合わせ、来館前の検温、マスク着用、手指の消毒などの感染予防のほか、下記の事項にご留意ください。詳しくは、お問い合わせください。

(1) 換気

- ・展示室の入り口は、常時開放してください。
- ・入口以外の扉もできるだけ開放し、ロープの仕切りをご利用ください。

(2) 密集・密接の防止

- ・搬入及び搬出時に密集・密接とならないよう、時間に余裕を持ち、作業時間を分けて交代制にするなどの工夫をお願いします。
- ・作品の展示間隔をできる限り大きくとるとともに、特定の展示作品の前に大勢の人が滞留しないようレイアウトを工夫してください。
- ・距離を開けた位置の目安となるサインを床に設置してください。（床用サイン有）
- ・ワークショップ・ギャラリートーク等、一時に不特定多数の人を集めるイベントは見合わせてください。
- ・直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は、感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ず展示する場合は会場担当者が管理して消毒を徹底してください。
- ・パンフレット等は手渡しせず据え置き方式としてください。
- ・展覧会の実施に際し、レセプション等飲食物の提供は行わないでください。
- ・受付窓口に行列ができる場合は、1mを目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫してください。（床用サイン有り）
- ・各部屋の利用人数の上限をお守りください。また、人数に拘わらず会場内が混雑した場合は、入場制限をするようにお願いします。（表1）

表1 ギャラリー各展示室の利用人数の上限

展示室 面積	第1展示室 173.8㎡	第2展示室 131.9㎡	第3展示室 131.9㎡	第4展示室 142.6㎡	第1ホール 70.4㎡	第2ホール 94.4㎡
人数上限	60	45	45	50	25	25

(3) 利用者名簿の作成・提出

利用日ごとに施設利用者名簿を作成のうえ、ご提出ください。

名簿は、船橋市個人情報保護条例及び（公財）船橋市文化・スポーツ公社の保有する個人情報の保護に関する規程に従い管理をするとともに、1か月保存のうえ廃棄いたします。

また、必要に応じて、保健所等行政機関に提出いたします。